

教育の基礎的理解に関する科目等（令和6年度入学者）

区 分	最低修得 単位数	授 業 科 目	開講セメスター		単位数	備 考
			システム科学 技術学部	生物資源 科学部		
教育の基礎的理解 に関する科目	10	○ 教育原理	1	2	2	
		○ 教師論	1	1	2	
		○ 教育制度論	1	1	2	
		○ 教育心理学	1	1	2	
		○ 特別支援教育論	5	5	1	
		○ 教育課程論	3	3	1	
道徳・総合的な学習 の時間等の指導法 及び生徒指導、教育 相談に関する科目	8	○ 総合的な学習の時間の 指導法	5	5	1	
		○ 特別活動の指導法	3	3	1	
		○ 教育方法論(ICT活用含 む)	2	2	2	
		○ 生徒・進路指導論	4	3	2	
		○ 教育相談	4	4	2	
教育実践に関する 科目	3	○ 教育実習	7・8	7・8	2	
		○ 教育実習事前事後指導	5～8	5～8	1	
	2	○ 教職実践演習(高)	8	8	2	

備考

- ・高等学校教諭一種免許状を取得するには、各区分に示す最低修得単位数以上の単位をそれぞれ修得する必要がある。
 - ・「教育相談」の履修に際しては、原則として「教育原理」及び「教育心理学」を履修中または単位修得済みであるものとする。
 - ・「教育実習」を履修するためには、実習実施年度4月に、学部4年生、または大学院学生、科目等履修生であって、原則として次の要件をすべて満たしている者とする。
- ①教育の基礎的理解に関する科目等(教育実践に関する科目を除く)のうち、「特別支援教育論」及び「総合的な学習の時間の指導法」を除くすべての科目の単位を修得済みであること。
 - ②免許教科に対応する各教科の指導法4単位を修得済みであること。
 - ③「教育実習事前事後指導」を履修していること。

大学が独自に設定する科目(令和6年度入学者)

区 分	授 業 科 目	開講semester		単位数	備 考
		システム科学 技術学部	生物資源 科 学 部		
大学が独自に設定する科目	学校インターンシップ	3・4	3・4	1	

備考

・各免許課程において「教科に関する専門的事項」を必修単位含む32単位以上修得する必要があるが、「大学が独自設定する科目(学校インターンシップ)」の1単位も充当することができる。

教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第27号)第66条の6に定める科目(令和6年度入学者)

区 分	最低修得 単 位 数	授 業 科 目	開 講 セメスター	単位数	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	1・2	2	システム科学技術学部: 1セメスター開講 生物資源科学部: 2セメスター開講
体 育	2	体育実技 I	1	1	
		体育実技 II	3	1	
外国語コミュニ ケーション	2	CALL I	1	2	
		CALL II	2	2	
数理・データ活用及 び人工知能に関す る科目又は情報機 器の操作	2	情報・データサイエンス 基礎	1	2	システム科学技術学部
		コンピュータリテラシー	1	2	生物資源科学部

備考

- ・高等学校教諭一種免許状を取得するには、各区分に示す最低修得単位数以上の単位をそれぞれ修得する必要がある。
- ・体育は「保健体育」の修得では要件を満たすことができないため、注意すること。
- ・「日本国憲法」は、人文社会科学科目の選択(1)として卒業要件に充てることができる。
- ・外国語コミュニケーション及び数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作は、卒業要件を満たすことにより免許取得要件を満たすことができる。